

令和4年10月25日招集

## 第10回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和4年第10回狭山市農業委員会総会

---

令和4年10月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

---

本日の出席農業委員 11名

1番 浅見 誠 次	2番 落 合 房 子	3番 小野田敏枝
4番	5番	6番 横 田 泰 宏
7番	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

(本日の欠席委員 3名 )

4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	7番 小 口 英 吉
------------	------------	------------

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

---

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘	主幹 吉 澤 裕 二
------------	------------

---

事務局 定刻となりましたので、これより令和4年第10回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認をお願いします。  
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3条、第4条、第5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第10回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。  
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

## 議 事

議 長 只今から、第10回狭山市農業委員会総会を開催します。  
なお、議席番号 4番 細田委員、5番 仲川委員、7番 小口委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。  
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。  
今回は、議席番号6番 横田委員と8番 岸委員をお願いします。

これより議案の審議を行います。  
最初に第10回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 農地法第3条の申請が、入曽地区で2件、農地法第5条の申請が、入間川地区で1件、堀兼地区で2件、奥富地区で3件、水富地区で1件、併せて7件です。

生産緑地に係る主たる従事者についての証明願いが、入曽地区で2件です。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 全筆調査でリストアップされていた農地の中に、作付けのされているところもありました。今後引き続き耕作されていくと思われませんが、見守っていきたいと思います。雑草が枯れて枯草火災が心配な農地については、見回りを続けたいと思っています。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 草刈りや耕作がきちんとされていない農地については、今後も注意しながら見回りを継続していきたいと思います。また、利用権設定の対象者宅を訪問してきました。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 草木がかなり繁っていて対応が難しいと思われる農地があり、事務局とも相談しながら対処していきたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 堀向、上赤坂、原地区について全筆調査を行いました。リストアップされていた農地で、適正に管理されているところが多数ありました。一方、荒地のままというところもありましたので、引き続き見守りを続けていきたいと思います。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 去年の全筆調査で荒れていた農地については、今年もまだ作付け等されていないようですが、引き続き見守っていきたいと思います。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 稲刈りが始まる頃に全筆調査を行ったので、草はよく刈られていました。通学路の交差点で草が繁って見通しの悪くなっていたところについて、草刈りを行いました。また、補助金の通知について高齢のお宅を中心に、説明をして回りました。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 全筆調査でリストアップされた農地のうち、改善されたところが6割程度ありましたが、藪のようになっているところもありました。隣地で耕作されていた方も困っていたので、事務局とも相談しながら、要望に応じていきたいと思います。

- 議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。
- 高橋委員 全筆調査は9月に終わらせましたが、10月に見て回ったところ、あまり改善は見られませんでした。
- 議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等がございますか。  
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。  
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。  
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。  
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。
- 事務局 今回は、利用権の設定が1件、9筆、地目はすべて「畑」で7, 515㎡です。  
渡し人は水野にお住いの方、受け人は所沢市にお住いの方です。  
所在地は大字水野字本堀1272番1の一部、外8筆、地目は畑、面積は7, 515㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定で、受け人は平成29年12月5日に認定農業者となっています。
- 議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 小野田委員 議案番号2理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字水野大字水野字逃水320番1、地目は畑、面積は796㎡です。現在の利用状況は遊休農地、許可後は茶と栗の作付けが計画されています。  
譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は23, 046㎡、すべて畑です。  
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。  
委員 申請地は狭山市大字水野大字水野字逃水320番2、地目は畑、面積は1,159㎡です。現在の利用状況は遊休農地、許可後は茶と栗の作付けが計画されています。  
譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は23,046㎡、すべて畑です。  
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字堀兼字尾花台1418番2、地目は畑、合計面積は335㎡です。  
農地区分につきましては、  
・10ha以上の集団性がある いいえ  
・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ  
以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で社会福祉事業を営む法人です。転用目的は子育て支援センターの駐車場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当

と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字上奥富字中川原1268番、地目は畑、面積は750㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で建設業を営む法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字向へ239番11、地目は畑、面積は494㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は川越市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字亀井2101番、地目は畑、面積は331㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農



地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号5について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘1002番1、地目は畑、面積は379㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号3整理番号6について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字下奥富字吹上725番2、地目は田、面積は174㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号3整理番号7について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字沢久保956番1、地目は畑、面積は445㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。  
整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 土地の所在は、広瀬台三丁目25番1、外2筆、地目は畑、合計面積2,888㎡について、故障により農業の主たる従事者であったことを証明する願いが出ているものとなります。

- 議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『承認』します。  
次に整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 土地の所在は、大字南入曾字前原388番、地目は畑、面積749㎡について死亡により農業の主たる従事者であったことを証明する願いが出ているものとなります。
- 議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。  
よって、本件を『承認』します。  
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。  
次に、報告事項に移ります。  
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。
- 事務局 農地法第3条の3の規定による届出は2件2筆、全て地目「畑」、面積は1,230㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はございません。  
次に農地法第4条の規定による届出は3件3筆、地目「田」が1筆、面積541㎡、地目「畑」が2筆、面積154㎡、転用目的は駐車場敷地が1件、住宅敷地が1件です。  
次に農地法第5条の規定による届出は2件4筆で、地目「田」が3筆、面積110.45㎡、地目「畑」が1筆、面積3.11㎡、転用目的は住宅敷地が1件、水路敷地が1件です。  
次に公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は13件、18筆です。
- 議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑はないようです。  
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料3「農地あっせん台帳」について説明】  
議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
質疑は無いようです。  
次に生産緑地の斡旋について、事務局から説明をお願いします。

事務局 都市計画課より、別紙のとおり、あっせんの依頼がありましたので、よろしくお  
議長 願いします。  
説明がおわりました。  
質疑を受け付けます。  
質疑はないようです。  
これをもちまして、第10回狭山市農業委員会総会を終了します。  
ご協力ありがとうございました。